《国民健康保険税》62年度の税率が決定

――医療費増で保険税の負担も増加――

4月から7月まで暫定保険税　8月から精算額で

国保税は、前年分の所得や固定資産などを課税の対象としています。このため、前年度の保険税額をもとに、四月から七月までを暫定保険税とし、八月からは新しい（今回改正された）税率で計算した税額から四ヶ月間の暫定保険税を差し引き、八月以降の保険税が決定されます。

今年度の保険税が決定される税率は、左表のとおりです。

賦課限度額39万円に引き上げ

保険税は、世帯主が加入していなくとも世帯主に一括課税されます。課税額の算定にあたっては、世帯主および加入者の所得、資産についても課税の対象となります。ただし、世帯主が被保険者でない場合は、世帯主の分は課税されません。

また、一世帯当たりの年間保険税の賦課限度額は、昨年より二万円増額され、三十九万円に引き上げられました。

一定所得以下の世帯に保険税を軽減

保険税の軽減は、年間の保険税から均等割、平等割それぞれ六割・四割が軽減されます。（左下表のとおり）

なお、この軽減は、所得の申告がないと該当になりません。住民課国保係でも所得の照会を行いますので、その際はご協力ください。

医療費の節約を

保険者負担額（国保負担分）が増えると、それにつれて皆さんから納めていただく保険税も増えることになります。

日ごろから健康づくりに努め、病気の早期発見や上手な受診で、医療費の節約に心がけましょう。

国民健康保険税算定の明細例

（前年度比較）

区分	賦課基準	62年度 税率	62年度 算出額	61年度 税率	61年度 算出額
所得割	955,000円	6.68/100	㋐ 63,794円	5.85/100	㋐ 55,867円
資産割	固定資産税 50,000円	33.67/100	㋑ 16,835円	32.93/100	㋑ 16,465円
均等割	加入者4人	16,890円	㋒ 67,560円	15,350円	㋒ 61,400円
平等割	1世帯当たり	25,960円	㋓ 25,960円	23,790円	㋓ 23,790円
算出年額	㋐+㋑+㋒+㋓ (10円未満切捨)		174,140円		157,520円

賦課基準額の計算例

○給与所得の場合

収入金額 － 給与所得控除 － 割増給与所得控除 － 基礎控除 ＝ 賦課基準額

200万円－76万5千円－ 2万円 －26万円＝95万5千円

○農業（営業）所得の場合

農業所得 ＋専従者給与－基礎控除＝賦課基準額

76万5千円＋ 45万円 － 26万円 ＝95万5千円

（専従者給与がある場合、農業所得にプラスします。）

八月六日・九日 恒久平和の願い込め 原爆犠牲者に黙とうを

広島市八月六日、長崎市八月九日の原爆の日に、原爆死没者のめい福を祈り、平和を祈念する式典が開かれ、それぞれ原爆が投下された時刻に犠牲者のめい福と世界恒久平和の確立を祈って、黙とうがささげられます。

村民の皆さんもそれぞれの家庭で、また職場で黙とうをされるようお願いします。

国民健康保険の被保険者証が更新

9月1日から

九月一日から国民健康保険の被保険者証の色が、肌色からうす緑色に変わります。

新しい被保険者証が届きましたら古い被保険者証は嘱託員までお返しください。

退職者医療制度に該当する人の被保険者証は、一般の被保険者証と若干様式が違いますので、確認してください。

有効期限、六十三年八月三十一日までです。

また、現在、㊙・㊥の被保険者証の交付を受けている人は、更新時に再度申請が必要です。学生の場合は、在学証明書、施設などに入所している場合は、その施設の長が発行した証明書と印鑑を持参し住民課窓口で、古い㊙被保険者証または、㊥被保険者証と引き替えに、新しいそれぞれの被保険者証を受領してください。

被保険者証の記載内容に誤りや、八月三十一日までにお手元に届かなかった人は、住民課国民健康保険係に申し出てください。

保険税が軽減される世帯

○前年中の所得が28万円以下の世帯（6割軽減世帯）

軽減額
▽加入者1人につき 9,210円
▽世帯当たり 14,274円

○前年中の所得が世帯主28万円に加入者1人につき20万5千円を加算した額より少ない世帯（4割軽減世帯）

軽減額
▽加入者1人につき 6,140円
▽世帯当たり 9,516円

8月の納税等

村県民税	2期
国民健康保険税	3期
下水道受益者負担金	2期
国民年金保険料	5期（8月分）

新農業委員決まる

会長に高橋（寅）氏 会長職務代理には吉井氏

農業委員改選後、初の農業委員会総会が七月二十四日開かれ、会長等を選出する役員構成が行われた結果、会長に高橋寅治氏が投票により、会長職務代理には吉井興一氏が指名推せんされ、選出されました。

これより先、任期満了による第十三回農業委員選挙は、立候補者が定数（選挙定数十五人）に留まったため、無投票で改選されました。

今回の改選では、現職十一人、元職一人、新人三人が立候補、委員定数（選挙定数）が十九人から十五人に削減されて初めての選挙でしたが、無競争となりました。今回の委員の平均年齢は四十七・三歳で、文字どおり脂の乗り切った働き盛りの年齢となっており、今後の活動が期待されます。

なお、農業委員はこのほか村長選任委員三人が加わり十八人となります。

村長選任委員は、農業委員会等に関する法律第十二条の規定によって、農協から推せんの五十嵐孝哉氏（56歳・組合長）、議会から推せんの阿部一氏（48歳・議員）高橋喜代一氏（51歳・議員）が選任されました。

吉井興一会長職務代理

高橋寅治会長

新農業委員

（選挙委員・五十音順）

氏名	年齢	職歴	住所
阿部　一美	46	新	小杉中
今井　国雄	42	現	小木津中
宇野　収	43	現	木津上
遠藤　彦一	48	新	小杉上
佐藤　一一	47	現	横越下
渋谷　剛	40	現	二本木上
嶋原　朝巳	49	現	沢海中
高橋　惣衛	44	現	川根谷内
高橋　寅治	54	現	沢海中
高橋　幸隆	56	現	横越中
田村　茂栄	38	現	藤山
中村　才一	37	新	横越上
中村新之輔	50	現	沢海上
松原　貢	51	現	横越下
吉井　興一	64	元	二本木中

臨時議会

国保条例や国保税条例の一部改正可決

国保条例などを審議する七月臨時議会が七月二十一日開催され国民健康保険条例など三案件と専決処分の承認一件について審議し、いずれも原案どうり可決されました。

おもな議案

■国民健康保険条例の一部改正

老人保険法と国民健康保険法の改正により、保険税を滞納し、納入相談に応じない等の悪質な行為の処置が新しく加えられた。（詳細は七月号に掲載）

■国民健康保険税条例の一部改正

（詳細は別掲）

■国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

主な補正内容は、歳入では保険税の一、〇一〇万円と国庫補助金二二六万円を減額し、繰越金二、一七四万円を追加。歳出では基金積立に一、〇五〇万円と予備費などに四一〇万円を追加し、老人保険拠出金五〇八万円の減額となっておりますが、今回は六十一年度繰越金が約三、〇〇〇万円程度見込めるため、国保税本算定における税負担の軽減と、財政基盤強化を図る基金積立を行ったものであります。（今回から予算額の表示単位を万円に改めます）

随筆

小雪の年こそ節水を

先日の日曜日に久しぶりに六日町を訪れた帰りに、魚野川のやな場に寄ることができました。

昨日から雨が降ったり止んだりのお天気であったので、川水は大部濁っていたが、水量はあまり多くはなかった。このことをやな場の人にお尋ねしたらやはり今年は雪が少なかったので、平年よりは水の量が少なめだとのことです。

たしかに昨年の冬は全国的に小雪の年で、魚沼地方も雪は少なかったようであり、人が住むには雪が少ない方が好しいが、反面、自然の中ではこの雪が大事な役割を持っているもので、雪は天然の貯水ダムで、春の田植水を恵んで里に流れ出てくれる。この水の涵養作用はどんなに私達の生活に自然の恵みを与えてくれるか計り知れないものがあるのではなかろうか。

しかし昨年のように小雪の年だと、春の融雪水が少なく山での水の貯蔵量が目減りして、各地の貯水ダムが干上りを起してしまう。

このところ毎日のように新聞やテレビに首都圏の水がめが干上りを起し例年の三分の一程度に減少したと、或はダムの底が出てしまったと報道されている。これは雪の少ないことだけの原因でなく、一地域に人が集り過ぎていることも大きい要因とは思えるがいずれにしても水が現実に不足すれば大変な事態になるので、町では節水をお願いし、なお不足になれば給水制限を余儀なくされるところであろう。これからは夏に向ってまだまだ水を沢山使用しなければならない季節になるのだから、今からこんなことではお先真暗なお話である。

福岡地方に所用があり、この程帰られた人のお話では、暑い日にのどが渇きお茶でも飲もうと喫茶店に入ったら、給水制限とかで期待したおヒヤが出てこないので、店員に尋ねたら、お持ち込みの水があれば氷を入れてあげるとのこと、同じことで会社に帰ってもお茶が出ず缶ジュースか缶コーラだそうである。

まさかミネラルウォーターでご飯を炊いたり、缶ビールでうがいをするとは思わないが、そんな事態にならない保証もまたないと思う。

先日テレビを見ていたら、水不足対策キャンペーンに長岡の大学の先生が自宅に雨水を溜めて、雑用水に利用しており、普通の家庭なら充分間に合うとの事例紹介があり、改めて水の上手な使い方と、すばらしい思考力に感心させられました。

（中川）